

市費校園コード	台帳番号 (学校記入必須)			

## 学校給食にかかる確認書兼委任状・同意書

- 私は、本書末尾記載の児童・生徒に、「大阪市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例」第2条の規定に基づく学校給食を利用させることとし、同条例第4条に基づき学校給食費を次の方法により納付します。  
(次のいずれかの支払方法にチェックをしてください。)  
 預貯金口座からの口座振替 ※できるだけ口座振替にご協力をお願いします。  
 納付書による金融機関での納付
- 私は、年度末等の精算時に給食費の還付が生じた場合、大阪市との間での還付請求、返納等の手続きを在籍校の校長に委任します。
- 私は、万一、学校給食費を滞納した場合、私に関する市税等の課税・滞納状況・口座振替状況、金融機関における取引状況、及び勤務先等における給与支払状況などについて、給食費の滞納の解消のため、大阪市の担当部署が大阪市関係部署、他官庁及び金融機関に対しその保有する情報の提供を求め、これらの機関が保有情報を大阪市の担当部署に対し開示すること及び大阪市の担当部署において開示を受けた情報を利用することに同意します。

### ～ 注 意 事 項 ～

- 児童・生徒1人につき1枚ご提出ください。
- 口座振替を希望する方は、預金口座振替依頼書を添えて学校へ提出してください。
- 支払方法のいずれにもチェックがない場合、または、「預貯金口座からの口座振替」にチェックはあるが、預金口座振替依頼書の提出がない場合は、「納付書による金融機関での納付」の扱いとなります。  
なお、上記の内容で本書を提出された場合でも、後日、預金口座振替依頼書の提出があれば、口座振替を希望されたものとします。
- 還付が生じた場合の返納先は、給食費の支払方法で、口座振替を希望された方は給食費振替口座に、納付書での納付を希望された方は、学校での現金受領となります。
- 支払方法の変更を希望される場合は、学校へ申し出てください。
- アレルギー等の事情がある方は、別途学校へ申し出てください。  
(減額が適用される場合があります。)
- 給食費の未納のないようにお願いします。  
未納が生じた場合は、法的措置を講ずる場合があります。  
また、納期限を超えた場合は、大阪市財産条例に定める延滞金が発生します。
- この「学校給食にかかる確認書兼委任状・同意書」は、末尾記載の児童・生徒が大阪市立の小・中学校に在籍する限り有効とします。また、卒業・転出等の際に給食費の未納・還付未済がある場合は、その未納・還付未済が解消されるまで有効とします。

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

上記記載事項について確認・委任・同意しました。

住所

保護者名

〔 生年月日 年 月 日 〕

保護者名

〔 生年月日 年 月 日 〕

児童・生徒名

電話番号